

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出事案	… 2
個人タクシーの許可の効力が失われたことに係る公示	… 7

公 示

16C6号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年12月22日

関東運輸局長 持永 秀毅

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	16C6
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	ケイエム観光バス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 16C6-1 東京都港区浜松町2丁目4番地先 東京都港区浜松町2丁目4番地先 0.09キ口</p> <p>事案番号 16C6-2 東京都港区浜松町2丁目4番地先 東京都港区海岸1丁目16番地先 0.30キ口</p> <p>事案番号 16C6-3 東京都港区海岸1丁目16番地先 東京都港区海岸1丁目7番地先 0.05キ口</p> <p>事案番号 16C6-4 東京都港区海岸1丁目7番地先 東京都港区海岸1丁目7番地先 0.14キ口</p> <p>事案番号 16C6-5 東京都港区海岸1丁目7番地先 東京都港区海岸1丁目13番地先 0.06キ口</p> <p>事案番号 16C6-6 東京都港区海岸1丁目13番地先 東京都港区海岸2丁目5番地先 0.90キ口</p> <p>事案番号 16C6-7 東京都港区海岸2丁目5番地先 東京都港区海岸3丁目27番地先</p>

0. 49キ口

事案番号 16C6-8

東京都港区台場2丁目3番地先

東京都江東区青海2丁目6地先

1. 03キ口

事案番号 16C6-9

東京都江東区青海2丁目6番地先

東京都江東区青海2丁目6番地先

0. 23キ口

事案番号 16C6-10

東京都江東区青海2丁目6番地先

東京都江東区青海1丁目1番地先

0. 58キ口

事案番号 16C6-11

東京都江東区青海1丁目1番地先

東京都江東区有明3丁目12番地先

1. 81キ口

事案番号 16C6-12

東京都江東区有明3丁目12番地先

東京都江東区有明3丁目5番地先

0. 12キ口

事案番号 16C6-13

東京都江東区有明3丁目12番地先

東京都江東区有明3丁目7番地先

0. 25キ口

事案番号 16C6-14

東京都江東区青海2丁目2番地先

東京都江東区青海1丁目1番地先

0. 48キ口

事案番号 16C6-15

東京都江東区青海3丁目7番地先
東京都江東区青海3丁目7番地先
0.38キ口

事案番号 16C6-16
東京都港区海岸3丁目24番地先
東京都港区海岸3丁目24番地先
0.18キ口

事案番号 16C6-17
東京都港区海岸3丁目24番地先
東京都港区海岸2丁目4番地先
0.31キ口

事案番号 16C6-18
東京都港区海岸2丁目4番地先
東京都港区海岸2丁目5番地先
0.10キ口

事案番号 16C6-19
東京都江東区青海2丁目6番地先
東京都江東区青海2丁目6番地先
0.20キ口

事案番号 16C6-20
東京都江東区青海1丁目13番地先
東京都港区台場1丁目3番地先
0.60キ口

事案番号 16C6-21
東京都港区海岸2丁目4番地先
東京都港区海岸1丁目16番地先
1.30キ口

廃止の予定日

平成29年5月31日

廃止を必要とする理由

平成25年4月より、都営「虹01系統」引継路線として開始するが、安定収入の確保ができず各種対策を施しているが運行開始以降赤字が継続しており、収入改善

が困難な状況であるため廃止する。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可の効力が失われたことに係る公示

下記の者の、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可については、平成28年11月30日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので公示する。

平成28年 12月13日 関東運輸局長 持永 秀毅

○氏名 吉沼 武
住所 東京都北区王子5-2-2-1019
許可年月日 昭和38年10月22日
許可番号 63東陸自旅2第02833号

○氏名 加藤 教育
住所 東京都三鷹市中原3丁目12番地6号207
許可年月日 昭和47年12月25日
許可番号 72東陸自1旅2第10113号